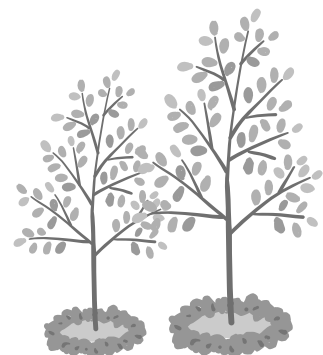




参考文献

- 「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について
（平成3年11月18日老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）
- 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について
（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）
- 服部秀行，BPSDへの対応，精神科，7（3）：213-218，2005
- 認知症の人のためのケアマネジメント センター方式の使い方・活かし方，
認知症介護研究・研修東京センター，中央法規，2005
- 丸山博文，アルツハイマー型認知症の早期診断と治療，広島医学，60：48-50，2007
- 小山恵子，主訴から学ぶ高齢者医療の要点 認知症患者のせん妄への対応，
日経メディカルCadetto，5：90-94，2008
- 認知症介護実践研修テキストシリーズ3 図表で学ぶ 認知症の基礎知識，
認知症介護研究・研修東京センター，中央法規，2008
- かかりつけ医認知症対応力向上研修テキスト（平成20年3月），かかりつけ医認知症対応
力向上研修の教材充実強化事業研究会，特定非営利活動法人シルバー総合研究所





個人情報の取扱いについて

1 個人情報保護法とは？

(1) 法の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）は、個人情報の利用が著しく拡大している現状に鑑み、個人情報の適正な取扱いに関する基本原則等を定めるとともに、個人情報取扱事業者の遵守すべき法的義務を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律です。

(2) 用語の意味

この解説を理解する上で、以下の用語の意味を知っておく必要があります。

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名や生年月日等、特定の個人を識別することができる情報のすべてを意味します。

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報をデータベース化し、これを事業のために利用している者で、個人情報によって識別される特定の個人の数が5,000人を超えている者を意味します。

(3) 個人情報取扱事業者の義務

事業者が個人情報取扱事業者に該当する場合、法により、以下の義務が課せられることとなります。

- ①個人情報の利用目的を特定し、明示し、利用目的により、個人情報の取扱いを制限する義務等。
- ②個人データを適正・安全に管理する義務。
- ③個人情報を本人の事前同意なしに、第三者に提供することの原則的禁止。
- ④個人データの開示、訂正、利用停止等の要求に対応すべき義務。

(4) 個人情報取扱事業者には該当しない事業者の義務

ある事業者が個人情報取扱事業者には該当しない場合は、上記（3）①～④の義務を直接、負担することはありません。しかしながら、法の趣旨に鑑みると、個人情報取扱事業者には該当しない事業者であっても、上記（3）①～④の義務を履行することが望ましいと言えます。したがって、個人情報取扱事業者には該当しない事業者においても、個人情報の適正な取扱いを実現する努力を行うべきでしょう。

2 連携を行う際の個人情報の取扱は？

(1) 個人情報を第三者に提供することが許される場合

いわゆる連携を行う場合、本人の個人情報の第三者（連携先）への提供が必要になる場合が多いでしょう。このような第三者への提供が許されるためには、以下のいずれかの場合に該当する必要があります。

①本人の事前の同意がある場合

本人の同意は、事業者と本人との間の契約（医療・介護・福祉サービス提供等）の中に盛り込むことが合理的です。この場合、個人情報の利用目的や利用条件を規定しておくべきです。

なお、本人が未成年者又は被後見人の場合は、親権者又は後見人の同意を得ることが必要です。

②法によって許される場合

本人の事前の同意がない場合においても、本人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、第三者提供が許されます。

(2) 連携を行う際の注意点

- ・ 判断能力が不十分となった本人の生活を支援するためには、関係諸機関や地域の連携が不可欠であり、関係諸機関や地域と連携するためには、本人の個人情報の第三者への提供が不可欠となる場合が多いでしょう。そうすると、事業者としては、あらかじめ契約書の中身を見直すなどして、個人情報の第三者提供について、本人の明確な同意を得ておく工夫をしておくことが大事ということになります。
- ・ また、法によって個人情報の第三者への提供が許されるための、「本人の生命、身体、財産の保護の必要性」と「本人の同意を得ることの困難性」の2要件は、その個人情報が本人の支援にとって、どの程度有用なのかを考慮して、柔軟に解釈されるべきでしょう。
- ・ ただし、法令上の守秘義務を負わない第三者に個人情報を提供する場合は、個人情報の取扱については、法により慎重な管理と利用制限が求められていることを説明し、みだりに口外したりすることのないように念押ししておくことが望ましいでしょう。（なお、個人情報をみだりに開示することにより、本人のプライバシーを不当に侵害した者は、本人に対して損害賠償責任を負うこともあります。）



成年後見制度について

1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人（本人）を、家庭裁判所の監督のもと、第三者が支援する制度です。この制度は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人も、社会を構成する重要な一員として尊重され、かつ、普通に生活できる社会であるべきとのノーマライゼーションの理念に支えられています。

判断能力が不十分な人は、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだり、預金の払戻しや解約、遺産分割協議、あるいは不動産の売買をすることになっても、十分な判断能力が備わっていないがゆえに、本人にとって不利益な結果を招く恐れがあります。そこで、家庭裁判所から選任された第三者が、本人にとって不利益な結果にならないように活動することにより、本人の生活を支援する制度です。

2 成年後見制度の種類は？

成年後見制度は、本人の判断能力の程度によって、以下の3種類があります。

①後見

後見は、本人の判断能力がほとんどない場合に適用されます。例えば、買い物に行って、つり銭の計算ができないような状態の人が、これにあたります。

②保佐

保佐は、本人の判断能力が著しく不十分な場合に適用されます。例えば、日常の買い物程度ならば一人一人ですみますが、自動車の購入等の重要な財産の処分等を一人ですることが難しいと思われる人が、これにあたります。

③補助

補助は、本人の判断能力が不十分な場合に適用されます。例えば、自動車の購入等は一人でできるかも知れませんが、不安な部分が多く、支援者の支えがあった方が良くと思われる人が、これにあたります。

以上のほかに、将来、自分の判断能力が不十分になった際に支援してもらおう後見人と支援してもらおう内容とをあらかじめ指定し、これを内容とする契約を公正証書により結んでおく、任意後見制度という制度もあります。

3 後見人・保佐人・補助人の仕事は？

(1) 後見人・保佐人・補助人の権限

- ・ 後見人には、「財産管理権」を含む広範な「代理権」と「取消権」とが与えられます。そこで、後見人は、本人の財産や収支を調査した上で財産を管理し、本人に代わって種々の契約を結んだり、年金を受領したり、支払いを行ったりします。また、本人が無断で行った財産行為を取り消したりします。

- ・ 保佐人には、本人が行う一定の重要な財産行為（金銭の貸し借り、保証、預金の解約、不動産や自動車の売買、自宅の増改築等）について、「同意権」と「取消権」が与えられます。また、家庭裁判所が定める一定の財産行為についての「代理権」が付与されることもあります。そこで、保佐人は、本人が一定の重要な財産行為を無断で行った場合に、これを取り消したりします。また、代理権が付与された場合は、一定の財産行為を本人の代理人として行ったりします。
- ・ 補助人には、家庭裁判所が定める一定の財産行為について、「同意権」や「取消権」又は「代理権」が与えられます。そこで、補助人は、本人が家庭裁判所が定める一定の財産行為を無断で行った場合に、これを取り消したりします。また、代理権が付与された場合は、一定の財産行為を本人の代理人として行ったりします。

(2) 後見人・保佐人・補助人が同意権・取消権・代理権を行使できない場合

日用品の購入その他日常生活に関する行為並びに遺言や身分行為（結婚や離婚等）については、本人の自己決定権が最大限尊重され、後見人・保佐人・補助人と言えども、これを取り消したり、代理で行ったりすることはできません。

(3) 後見人・保佐人・補助人の義務

後見人・保佐人・補助人は、本人の考えを尊重し、その心身の状態及び生活の状況について配慮する義務があります。したがって、後見人・保佐人・補助人が同意権、取消権や代理権、あるいは財産管理権を行使する場合は、これらの義務を念頭におく必要があります。

4 後見人・保佐人・補助人には誰になる？

親族が選任されるケースが多いのですが、事案によっては、親族の選任が適切ではないものもあり、このような場合は、第三者である専門家が選任されることもあります。

5 後見人・保佐人・補助人の報酬は？

家庭裁判所の審判により金額が決定され、本人の財産の中から支払われることとなります。

6 成年後見制度を利用する手続は？

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族等に限定されています。申立手続を一人ですることが難しい場合は、弁護士や司法書士に相談して、手続を行ってもらうこともできます。また、適切な申立人が見当たらない場合は、市町村長が申立てることもあります。

申立手続にかかる費用は、裁判所への手数料や戸籍謄本類の入手費用等に1～2万円程度、本人の判断能力の鑑定費用として5～10万円かかります。ただし、鑑定については、補助のケースでは実施しませんし、保佐・後見のケースでも、本人の状態により、鑑定を実施しないケースもあります。このようなケースでは、鑑定費用は不要となります。

委員からの一言

今回のワーキングの活動では、認知症の人を支える新しい視点や取組を数多く学ばせていただきました。共通して感じたことは、まず、認知症の人の「気持ち」をしっかりと受け止めること、そして、ご本人の暮らしを取り巻く様々な「力」（本人、家族、地域、主治医、施設スタッフ等の力）を高め、十分に活用することの大切さです。

良い支援・ケアは、送り手（スタッフ）の「心」や「専門性」に加え、本人や周りの力が十分に活用されています。今回の取組を通じて、認知症の人のケアには、ケアの原点があると強く感じました。一つ一つのていねいな関わりは、ご利用者の暮らしを高めると同時に、私たちが暮らしを支える専門職として成長させてくれる大切な機会であると、再認識させていただきました。

荒木和美（広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会総務委員会委員）

認知症高齢者といわれる方々が、施設で、家庭で、福祉サービス・医療サービスを利用しながら生活をされておられます。

今、福祉事業所の現場では、介護職員の入れ替わりが激しく、認知症に対してしっかり学習し、経験を積んだ職員の不足に悩んでおりますが、認知症高齢者に安心して生活していただくために、研修もどんどん行い、少しでも認知症の方に寄り添えるケアが行えるように職員は頑張っています。今回、いろいろな事業所を訪問させていただき、それぞれの地域の中での連携づくりに努力されているのがよくわかりました。この事例集は、県内での事例を集めたすばらしいものと思います。認知症に関わっておられる方に少しでも参考にしていただき、より一層のケアができ、認知症高齢者、家族に喜んでいただければ幸いです。

中川康子（広島県老人福祉施設連盟副会長）

今回の実地調査を通じて、「認知症を有する一人一人に対して、どのようにケアしたら良いのか」について、現場の人はエネルギーに探究し、レベルアップが図られていることがわかり、感銘を受けました。この冊子が認知症ケアの底上げに役立つことを希望しています。わが国では、アルツハイマー病・脳血管性認知症が多くを占めますが、その他にもレビー小体型認知症や前頭側頭型認知症、正常圧水頭症等いろいろな原因があります。最近、これらの病型もかなりの割合を占めることがわかってきました。これまでは、「認知症のケア」の普及が図られてきましたが、今後は、病型に応じた、きめ細かなケアを探究することが求められるでしょう。

丸山博文（広島大学原爆放射線医科学研究所准教授）

現場スタッフの記録のすばらしさに感動しました。

すばらしいケアの基礎ができていると思います。

これらを活かした今回の事例集、多くの人に役立てば最高の幸せです。

安原耕一郎（全国認知症グループホーム協会広島県支部会長）

この事例集は、アンケート調査やその後の訪問調査を通し、多くの施設や機関の方々にご協力をいただき、できあがったものです。本当にありがとうございました。

私自身も、この事例集をまとめるにあたり、多くのことを学ばせていただきました。しかし、読み返してみると、聞き取らせていただいた内容をうまく表現できておらず申し訳ありません。言葉と言葉の間に、たくさんの実践上での工夫や思いなどが埋まっています。そのことを加味して、一つ一つの言葉の間を想像しながら、読んでいただければありがたいです。そして、その中で、皆さんの心に光る「これは！」という言葉を手掛かりとして、実践に活かしていただければ嬉しいです。

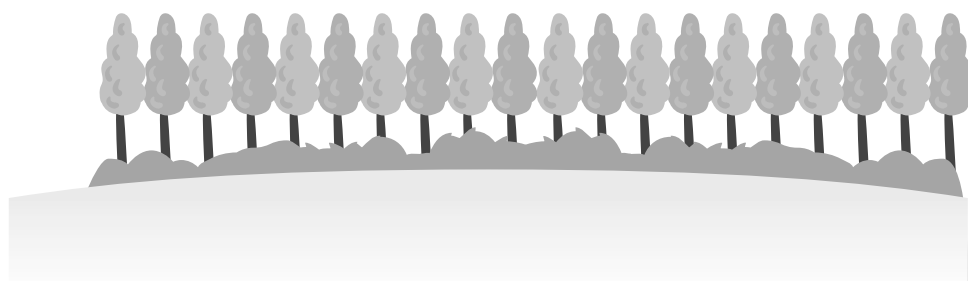
また、事例の中に「取り組む熱意」を感じ取っていただき、「同じ気持ちで仕事をしている仲間がいるんだ」ということを大切に、連絡を取り合い、想いを共有しながら、より良いケアに向けたつながりを作っていけば、力強いだろうと思います。

今回はここに1つの事例集が完成しましたが、これが最終段階ではなく、みんなで認知症ケアを変えていく、そのための一つのステップを登ったのだと思います。

そして、これら多くの人の取組を通し、いつの日か、認知症がつらく苦しい病気・障害ではなく、人生の後半に訪れることではあるが、その時期の過ごし方、サポートの方法をみんなが理解できていて、人生の最後まで、恐れず、自分らしさをしっかり発揮して生きていける、そういう日が来ると思います。楽しみです。

芳谷伸二（広島県介護予防研修相談センター所長）

〔五十音順〕



編集後記

本事例集を作成するにあたり、多くの事例をご紹介いただき、ありがとうございました。

一つ一つの事例を読ませていただき、どの事業所も思いを持ったすばらしい取組をされていることに感動するとともに、多くの事業所の方々が、日々の取組の中で困っていることや悩みを多く抱え、認知症ケアに取り組んでおられることを痛切に感じました。

このため、認知症ケアに取り組まれている方々がどのような事例集を望んでいるのかということを一に考え、単なる事例の紹介ではなく、事例を通して、他の事業所の方々が参考とすることができるような事例集をイメージして編集いたしました。

本事例集をご覧いただいでわかるように、ケアを行う上で共通している点は、個別のケアに関しては、入所者（利用者）の方の気持ちや思いを汲み取ってケアを行うこと、入所者（利用者）の方のこれまでの生活歴等を理解してケアを行うことであり、一方、地域連携に関しては、日ごろから地域との情報共有を図るなど地域との関係を進んで持つことが重要となっています。

認知症の方の尊厳やご家族の安らぎは、ケアの現場の皆様一人一人の実践が創っていくものと思っております。本事例集をきっかけとして、今後、皆様の取組の輪が県内各地で広がり、近い将来、認知症になっても、「なじみの住まいで、なじみの人たちと、安らぎのある暮らし」を続けることができる広島県になりますことを切に願っております。本事例集が、認知症ケアに携わられている方々にとって必携の一冊となれば、この上ない喜びです。

最後に、本事例集の作成にご協力いただきました関係者の方々に心から感謝申し上げます。

スタッフ一同

広島県 健康福祉局 社会福祉部 高齢者支援課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-513-3201(ダイヤルイン) FAX 082-502-8744

E-mail : fukoureishien@pref.hiroshima.lg.jp

